

## 平成30年4月 機構・所掌事務を一部変更します

町では、より効率的なサービスの提供を実現するため、昨年度に引続き所掌事務等の見直しを行います。今回の見直しに伴う主な変更点は次のとおりです。なお、子育て総合センター開所に伴う移転等の詳細は、24ページをご覧ください。

- 「統計に関すること」及び「町有行政バスに関すること」 政策推進課 → **総務課へ移管**
- 「移住サポートセンターに関すること」 にぎわい創出課 → **政策推進課へ移管**
- 「総合福祉センター(パトリアおがわ)の管理運営に関すること」 健康福祉課 → **長生き支援課へ移管**
- 防災地域支援課 危機管理担当 → **防災安全担当に名称変更**
- 防災地域支援課 自治振興担当 → **地域支援担当に名称変更**
- 子育て支援課 子ども子育て拠点施設開設準備担当  
子育て総合センター開設準備業務の終了に伴い**担当を廃止**

また、子育て支援課の事務所移転に伴う空きスペースについては、今後、町民相談コーナーを増設するなど、有効活用を予定しています。

問合せ 政策推進課 政策推進担当 ☎☎221

※事務内容の詳細は、各担当にお問合せください。

### 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部門	職員数		対前年増減数	主な増減理由
	29年	28年		
一般行政部門	議会	3	3	
	総務	48	47	1 機構改革に伴う増
	税務	21	23	△2 組織の見直しによる減
	民生	52	52	
	衛生	13	14	△1 職員の欠員による減
	労働	1	1	
	農水	9	9	
	商工	9	8	1 職員配置の見直しに伴う増
	土木	23	24	△1 派遣職員の帰任による減
	小計	179	181	△2
政特別部門	教育	51	50	1 組織の見直しによる増
	小計	51	50	1
会計部門 公営企業等	水道	13	13	
	下水道	6	6	
	その他	13	13	
	小計	32	32	
合計	262	263	△1	

※一般職員に属する職員数。地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時・非常勤職員は含まれていません。

### 職員手当の概要 (平成30年1月現在)

毎月決まって支給	扶養手当	配偶者 10,000 円、子 8,000 円、孫・父母等 6,500 円 ※満 16～22 歳までの子等(加算) 5,000 円
	住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて支給 (最高 27,000 円)
	通勤手当	交通機関利用者 → 運賃相当額 自動車等利用者 → 通勤距離に応じた額
	管理職手当	管理職員に対して定率で支給される手当 給料表の 7 級 (給料月額 12%)、6 級 (給料月額 8%)
実績により支給	時間外勤務手当	正規の勤務時間外に勤務した時に支給される手当
	特殊勤務手当	感染症防疫作業・社会福祉業務・災害その他応急復旧工事のため現場において復旧工事作業等に従事したときに支給される手当
	その他	日直手当、管理職員特別勤務手当など
臨時に支給	期末・勤勉手当	民間のボーナスに相当する手当 年間 4.30 月分
	退職手当	自己都合最高限度 (勤続 43 年以上) 49.59 月分 勸奨・定年最高限度 (勤続 35 年以上) 49.59 月分

### 定員管理について

人員配置の適正化、事務事業の合理化等を図るとともに、職員 1 人 1 人の能力の向上に努め、定員管理の適正化を推進します。

## 軽自動車・原動機付自転車等の廃車・名義変更・住所変更手続

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されますので、廃車・名義変更・住所変更をする方は手続をしてください。車種によって手続を行う場所、必要なものが異なります。詳細は下記窓口でご確認ください。  
※手続を行わないと、車両を所有していなくても軽自動車税は課税されますのでご注意ください。

車種	取扱窓口	手続きに必要なもの
原動機付自転車 (125cc 以下) 小型特殊自動車 ミニカー	転出先の市町村役場軽自動車税係 または 小川町役場税務課住民税担当 ☎72-1221 (☎131~133)	・ナンバープレート ・印鑑 ・標識交付証明書 ・本人確認書類 (運転免許証など)
二輪の軽自動車 (125cc 超~) (250cc 以下) 二輪の小型自動車 (250cc 超)	管轄の運輸支局で手続をしてください 埼玉運輸支局熊谷自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2027	取扱窓口にお問合せください
軽自動車 (三輪・四輪)	管轄の軽自動車検査協会の手続をしてください 軽自動車検査協会埼玉事務所熊谷支所 ☎050-3816-3112	取扱窓口にお問合せください

問合せ 税務課 住民税担当 ☎☎131~133

## 町職員の給与等のあらまし

町の一般会計決算 (平成 28 年度) における人件費 ※特別職に支給される給料、報酬等を含んでいます。

住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) : 27 年度人件費率
30,982 人	8,820,861 千円	325,417 千円	1,976,368 千円	22.4%	22.7%

### 一般会計予算における職員給与費 (平成 30 年 1 月現在)

区分	職員数	給料	職員手当 (期末・勤勉手当除く)	期末・勤勉手当	合計 (給与費)
29 年度	244 人	909,812 千円	134,026 千円	343,602 千円	1,387,440 千円

※職員手当 (扶養手当、住居手当、通勤手当等) には、退職手当は含まれていません。  
※平成 29 年 12 月 31 日現在、人事院勧告等に準じた給与改定は行われていません (以下同様です)。

### 職員 (一般会計) の平均給料月額及び平均年齢の状況 (平成 30 年 1 月現在)

	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	315,122 円	341,017 円	41.26 歳
技能労務職	358,000 円	369,224 円	54.11 歳

※一般会計予算に属する一般行政関係職員の平均給料等の額となります。  
※平均給与月額 (給料+諸手当) には、期末・勤勉手当 (ボーナス)、実績手当 (日直手当、時間外勤務手当等) は含まれていません。

### 職員の初任給の状況 (平成 29 年度)

一般行政職	大学卒	178,200 円
	短大卒	158,800 円
	高校卒	146,100 円
技能労務職	高校卒	146,100 円

### 特別職の報酬等の状況 (平成 30 年 1 月現在)

町長	640,800 円	議長	320,000 円
副町長	581,400 円	副議長	263,000 円
教育長	560,500 円	議員	242,000 円
期末手当 4.10 月			

※町長、副町長及び教育長は、給料の特例減額条例適用後の月額です (町長△10%、副町長・教育長△5%)。

### 一般行政関係職員の級別職員数の状況 (平成 30 年 1 月現在)

級	7	6	5	4	3	2	1	合計
標準的な職務内容	課長	主幹	主席主査 主査	主査	主任	主事・技師	主事・技師	
職員数 (人)	15	27	37	36	25	21	18	179
構成比 (%)	8.4	15.1	20.7	20.1	14.0	11.7	10.0	100

※給与条例に基づく給料表の級区分による、一般会計予算に属する職員数です (再任用職員は含み、技能労務職員及び任期付職員は除く)。

※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

小川町職員の給与は、国・県・他の地方公共団体・民間企業の給与等を考慮し、町議会の議決を経て定められています。職員に支給される給与や、職員数の状況等については、そのあらましをお知らせします。  
問合せ 総務課 人事給与担当 ☎☎216